

(別添)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の農
林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経
営第3536号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調
整課長が別に定めるものは、次の1又は2に該当するものとする。

- 1 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494
号農林水産省経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3
の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン
及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取扱うことができ
る同種取決め等を含む。)
- 2 令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく工程表で公表が行われてい
るもの

附 則(令和2年3月30日元経営第3239号)

この通知は、令和2年4月1日から施行する。